

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人おおいた共創基金（以下「財団」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の利益相反に該当する事項について自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、財団の役職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの財団以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この財団と役職員との利益が相反する可能性がある場合（この財団と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は原則として、利益相反に相当する行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年3月に当該役職員の兼業等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申請を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上申告を行った者が理事である場合には副理事長（但し、申告を行った者が副理事長である場合はそれ以外の理事）と、監事である場合は他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当財団との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置（以下「適正化措置」という。）を求めるものとする。

2 第3条又は第4条の規程に該当する場合は、理事長 又は副理事長は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った役職員に対し適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

本規程は、令和2年12月15日から適用する。